

ヤナゲン発行「全国百貨店共通商品券」 払戻しのお知らせ

令和6年8月31日をもちましてご利用を終了させて頂いた、株式会社ヤナゲン発行の『全国百貨店共通商品券』につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻しを行いますので、払戻期間内にお申し出くださいますようお願い申し上げます。

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社ヤナゲン

ご利用終了、及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

ヤナゲン発行「全国百貨店共通商品券」(1000円券)



<ご利用終了日>
令和6年8月31日

←発行者名(表面)
「ヤナゲン百貨店」

【 払戻し期間 】

令和6年9月1日(日) ~ 令和6年11月29日(金)

受付時間：午前10時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日を除く

※ 郵送受付のみ(当該期間最終日の消印まで有効)

※ 表記期間内にお申出いただけない場合には、本件払戻し手続きから除外されますのでご注意ください

【 払戻し方法 】

お電話にて「お申出される方の住所、氏名、ご連絡先、未使用商品券の枚数」を下記窓口までご連絡ください

- ※ ご連絡頂きましたら「商品券払戻申請書」をお送りしますので、必要事項をご記入いただき、当該未使用商品券を同封の上、払戻期間内に返信ください。
- ※ 返信された払戻申請書の記載内容と未使用商品券を確認し、指定の金融機関口座へ額面の合計金額をお振込致します。(振込手数料、返信用切手代は当社が負担いたします)
- ※ 申請書類等一式を受領後、お振込まで1ヶ月～2ヶ月程度、お日にちを頂戴いたします。
- ※ 明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。
- 次に掲げる商品券等は、払戻しが出来ません
偽造又は変造されたもの、証票番号の照合ができないもの、毀損しているもの

株式会社ヤナゲン 商品券払戻し窓口

〒503-8558 岐阜県大垣市高屋町1丁目56番地

☎ 0584-78-1111

受付時間：午前10時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日を除く

 yanagen